平成29年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

		頁
議案第21号	亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例・・・・	• 1
議案第22号	亀山市いじめ問題調査委員会条例・・・・・・	• 3
議案第23号	亀山市いじめ再調査委員会条例・・・・・・	• 5
議案第24号	亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・	
議案第25号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・	• 8
議案第26号	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・	• 9
議案第27号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・	1 0
議案第28号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に 関する条例の一部を改正する条例・・・・・	
議案第29号	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・・	

議案第30号	亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
議案第31号	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・1 5
議案第32号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部を改正する条例・・・・・1 6

亀山市いじめ問題対策連絡協議 会条例

教育委員会事務局 教育研究室

1 制定・改廃の背景と趣旨

いじめ問題の克服に向けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)が公布され、同年 10月に国のいじめ防止基本方針が策定されました。

市では、平成26年1月に「亀山市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のため、既存の組織を活用しながら様々な取組を推進してきました。

しかし、昨年、県内で中学生が暴行を受けて死亡する事件が発生し、全国的にもいじめを背景として、児童及び生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

これらのことから、本市においても、法の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携のために必要な事項に関し協議するとともに、当該関係機関等相互の連携調整を行う協議会を設置するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 法の規定に基づき、亀山市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」といいます。) を置くこととします。 <第1条関係>
- (2)条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係>
- (3) 連絡協議会は、関係機関等の連携のために必要な事項に関し協議するとともに、当該関係機関等相互の連絡調整を行うこととします。

<第3条関係>

(4) 連絡協議会は、委員15人以内で組織することとします。

<第4条関係>

(5) 連絡協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、亀山市教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)が委嘱し、又は任命することとします。 また、委員の任期、再任の可否及び守秘義務について定めます。

<第5条関係>

- ①三重県警察の警察官 ②三重県北勢児童相談所の職員
- ③津地方法務局の職員 ④教職員 ⑤市職員
- ⑥その他教育委員会が必要と認める者
- (6) 連絡協議会の会長及び副会長に関して必要な事項を定めます。

<第6条関係>

- (7)連絡協議会の会議に関して必要な事項を定めます。 <第7条関係>
- (8) 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理することとします。

<第8条関係>

(9) その他連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定めることとします。 <第9条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、平成29年4月1日とします。
- (2) この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、平成 31年3月31日までとする経過措置を設けます。
- (3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年亀山市条例第38号)の一部を改正し、亀山市いじめ問題対 策連絡協議会委員の報酬及び旅費を次のとおり定めることとします。

報酬の額	日額 7,100円
歩悪の姫	亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第
旅費の額	45条)別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

件名

亀山市いじめ問題調査委員会条 例

教育委員会事務局 教育研究室

1 制定・改廃の背景と趣旨

いじめ問題の克服に向けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)が公布され、同年 10月に国のいじめ防止基本方針が策定されました。

市では、平成26年1月に「亀山市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のため、既存の組織を活用しながら様々な取組を推進してきました。

しかし、昨年、県内で中学生が暴行を受けて死亡する事件が発生し、全国的にもいじめを背景として、児童及び生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

これらのことから、本市においても、法の規定に基づき、亀山市教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)に附属機関として、いじめの防止等のための対策に関する事項等について調査審議する組織を設置するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 法第14条第3項の附属機関として、亀山市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)を置くこととします。 <第1条関係>
- (2)調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議することとします。 <第2条関係>
 - ア いじめの防止等のための対策に関する事項
 - イ 法第24条及び第28条第1項に関する事項
- (3)調査委員会は、委員5人以内で組織することとします。 <第3条関係>
- (4)調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する こととします。また、委員の任期、再任の可否及び守秘義務について定め ます。 <第4条関係>
 - ①弁護士 ②学識経験者

- ③心理、医療等に関し、専門的知識を有する者
- ④その他教育委員会が必要と認める者
- (5) 調査委員会の委員長及び副委員長に関して必要な事項を定めます。

<第5条関係>

(6) 調査委員会に特別の事項を調査審議させるために、教育委員会が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができることとします。

<第6条関係>

- (7)調査委員会の会議に関して必要な事項を定めます。 <第7条関係>
- (8) 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理することとします。

<第8条関係>

(9) その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定めることとします。 <第9条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、平成29年4月1日とします。
- (2) この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成31年3月31 日までとする経過措置を設けます。
- (3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年亀山市条例第38号)の一部を改正し、亀山市いじめ問題調 査委員会委員(臨時委員を含む。)の報酬及び旅費を次のとおり定めるこ ととします。

報酬の額	日額 7,100円
女 弗 の 姫	亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第
旅費の額	45条)別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

※以下、法より抜粋

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置 する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係 る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2及び3 (略)

亀山市いじめ再調査委員会条例

市民文化部文化振興局共生社会推進室

1 制定・改廃の背景と趣旨

いじめ問題の克服に向けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)が公布され、平成25年9月に施行されました。

いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、また、人権侵害である との観点から、その防止等の対策や発生時の調査組織を整備しておく必要 があります。

このことから、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生 の防止のために必要に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果に ついて調査を行う附属機関を設置するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 法第30条第2項の規定による調査を行うため、亀山市いじめ再調査委員会(以下「再調査委員会」といいます。)を置くこととします。

<第1条関係>

- (2) 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による 調査の結果について調査することとします。 <第2条関係>
- (3) 再調査委員会は、委員5人以内で組織することとします。

<第3条関係>

(4) 再調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱することとします。また、委員の任期、再任の可否及び守秘義務について定めます。

<第4条関係>

- ①弁護士 ②学識経験者
- ③心理、医療等に関し、専門的知識を有する者
- ④その他市長が必要と認める者
- (5) 再調査委員会の委員長及び副委員長に関して必要な事項を定めます。

<第5条関係>

- (6) 再調査委員会に特別の事項を調査させるために、市長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができることとします。 <第6条関係>
- (7) 再調査委員会の会議に関して必要な事項を定めます。 <第7条関係>
- (8) 再調査委員会の庶務は、市民文化部において処理することとします。

<第8条関係>

(9) その他再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会 に諮って定めることとします。 <第9条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、平成29年4月1日とします。
- (2) この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成31年3月31 日までとする経過措置を設けます。
- (2) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年亀山市条例第38号)の一部を改正し、亀山市いじめ再調査 委員会委員(臨時委員を含む。)の報酬及び旅費を次のとおり定めること とします。

報酬の額	日額 7,100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例 第45条)別表の消防長の項に規定する旅費に相当する 額

※以下、法より抜粋

(公立の学校に係る対処)

- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共 団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければな らない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該 重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行 う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3~5 (略)

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

企画総務部 総務法制室 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が改正され、平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

≪第1条関係≫

亀山市個人情報保護条例の一部改正

亀山市個人情報保護条例(平成17年亀山市条例第20号)で引用している番号法第28条が第29条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第15条関係>

≪第2条関係≫

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 亀山市条例第35号)で引用している番号法第19条第9号が第10号に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。

<第1条及び第5条関係>

3 その他

施行日は、平成29年5月30日とします。

集山市職員の勤務時間、休暇等件名に関する条例の一部を改正する条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑み、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第95号)により「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 育児休業又は介護休業に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の 子、養子縁組里親に委託されている子等を加えます。 <第8条の2関係>
- (2) これまで連続する6月までとしていた介護休暇の期間を、3回まで分割 して請求できることとします。 <第9条及び第16条関係>
- (3)要介護者を介護するため、連続する3年の期間内において、1日につき 2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新 たに設け、介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するこ ととします。 <第12条、新第16条の2及び第17条関係>
 - ※ 特別養子縁組の監護期間中の子とは、民法第817条の2第1項の規定により 職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するものを指します。
 - ※ 養子縁組里親に委託されている子とは、児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第63号)による改正後の児童福祉法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親(養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子 縁組里親名簿に登録されたもの)である職員に委託されている児童を指します。

3 その他

- (1) 施行日は、平成29年4月1日とします。
- (2) 施行日において介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者に ついても、施行日後にその残余の期間を分割して取得できることとする経 過措置を設けます。

亀山市職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年8月8日の人事院勧告に鑑み、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第95号)により「地方公務員の育児休業等に関する法律」(以下「育児休業法」といいます。)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、対象となる子の年齢を1歳から1歳6箇月に緩和することとします。 <第2条関係>
- (2) 育児休業法第2条第1項において条例で定めることとされた、特別養子 縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に準ずる者を 定めます。 <新第2条の2関係>
- (3) 育児休業に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組 里親に委託されている子等を加えることに伴い、関係する規定の整備を行 います。 <第3条及び第11条関係>
- (4)要介護者を介護するため、連続する3年の期間内において、1日につき 2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新 たに設けることに伴い、関係する規定の整備を行います。

<第22条関係>

- ※ 特別養子縁組の監護期間中の子とは、民法第817条の2第1項の規定により 職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するものを指します。
- ※ 養子縁組里親に委託されている子とは、児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第63号)による改正後の児童福祉法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親(養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子 縁組里親名簿に登録されたもの)である職員に委託されている児童を指します。

3 その他

亀山市長及び副市長の給与に件 名 関する条例の一部を改正する条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び 副市長の給料及び期末手当の額については、本条例第2条第1項に規定する 給料の額からその額(期末手当の基礎となる給料の額を含む。)に100分 の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する市長及び副市長の退職手当の額については、本条例第4条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、平成29年4月1日から平成33年 2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当 の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及 び副市長の給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその 額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第9項関係>

	減額前	減額後
市長の給料月額	995,000円	945,250円
副市長の給料月額	745,000円	707,750円

- (2) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 < 附則第10項関係>
- (3) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及 び副市長の退職手当の額は、本条例第4条第3項の規定により計算した額 からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第11項関係>

		減額前	減額後
在職年数が4年間 の場合の退職手当 の額	市長	17,910,000円	14,328,000円
	副市長	8,344,000円	6,675,200円

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とします。

≪教育長及び病院事業管理者の期末手当≫

教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(平成28年亀山市条例第3号)第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例(平成28年亀山市条例第4号)第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の減額となります。

亀山市教育委員会教育長の給 与、勤務時間等に関する条例の 一部を改正する条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料及び期末手当の額については、市長及び副市長と同様に、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額(期末手当の基礎となる給料の額を含む。)に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する教育長の退職手当の額については、本条例第5条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 < 附則第5項関係>

	減額前	減額後
給料月額	650,000円	617,500円

(2) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、本条例第5条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第6項関係>

	減額前	減額後
在職年数が3年間の 場合の退職手当の額	3,900,000円	3,120,000円

3 その他

集山市病院事業管理者の給与に件名関する条例の一部を改正する条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する病院事業管理者(以下「管理者」という。)の給料及び期末手当の額については、市長及び副市長と同様に、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額(期末手当の基礎となる給料の額を含む。)に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する管理者の退職手当の額については、本条例第5条 第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を 減じた額としています。

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、平成29年4月1日から平成33年 2月5日までの間に支給する管理者の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の給料の額は、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 < 附則第4項関係 >

	減額前	減額後
給料月額	650,000円	617,500円

(2) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者 の退職手当の額は、本条例第5条第3項の規定により計算した額からその 額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第5項関係>

	減額前	減額後
在職年数が4年間の 場合の退職手当の額	5,200,000円	4,160,000円

3 その他

亀山市し尿処理施設条例の一部 を改正する条例

環境產業部 廃棄物対策室

1 制定・改廃の背景と趣旨

市域で発生したし尿及び浄化槽汚泥については、亀山市衛生公苑及び亀山 市関衛生センターし尿処理場の2施設において処理を行ってきました。

しかしながら、下水道の整備等に伴い、これらのし尿処理施設におけるし 尿及び浄化槽汚泥の処理量は今後も減少していくことが見込まれることから、 亀山市衛生公苑における処理の一元化を図るため平成27・28年度におい て亀山市衛生公苑基幹的整備改良工事を実施し、施設の長寿命化を進めてま いりました。

当該改良工事の完了により、平成29年度から亀山市衛生公苑においてのみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

亀山市し尿処理施設から亀山市関衛生センターし尿処理場を削ることとします。 <第2条関係>

3 その他

亀山市病院事業の設置等に関す る条例の一部を改正する条例

医療センター事務局 医事管理室

1 制定・改廃の背景と趣旨

地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、亀山市立医療センターにおきましては、平成29年4月から地域包括ケア病床を15床(個室3室及び4人部屋3室)開設します。

そこで、厚生労働大臣が定める施設基準に適合させるため、現在の6人部屋3室(18床)を4人部屋3室(12床)に改修することに伴い、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

病床数を100床から6床減らし、94床とします。 <第3条関係>

3 その他

亀山市病院事業企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例

医療センター事務局 医事管理室

1 制定・改廃の背景と趣旨

人事院勧告を参考として病院事業企業職員の扶養手当の額を見直し、平成 29年4月1日から段階的に実施することに伴い、所要の改正を行うもので す。

また、要介護者を介護するため、人事院勧告を参考として、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新たに設けることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1)人事院勧告を参考として、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の額を見直すに当たり、当該子及び孫の定義を分けて規定する必要があるため、「扶養親族」の定義規定を整備します。なお、扶養手当の額については、病院事業管理者が管理規程において定めます。 <第4条関係>
- (2)介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとします。 <第19条関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、一部を除く(1)の施行日は、平成29年4月1日とします。